

# 特定間伐等促進計画

新潟県 糸魚川市

令和3年10月

(令和7年4月変更)

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の特定間伐等の実施促進の目標として、年間31,330ha（年平均3,133ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や当市の間伐の実施状況を勘案して、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間で間伐実施面積1,188ha（年平均118.8ha）の間伐を行うことを、糸魚川市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、当市の特定間伐等促進計画の区域を、別図のとおりとする。

注1） 国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林計画図の図面に図示すること。

注2） 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

### 3 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の促進

#### (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の推進に関すること

森林組合が主体となって、森林簿情報の収集、森林状況等の把握、路網整備や機械による作業の効率化などにより計画的な施業と面的な森林の保全が行えるよう努めるものとする。

#### (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること

森林組合が主体となって、集落座談会等での森林所有者への働きかけ、森林 GIS や GPS を活用した境界の明確化など森林所有者の協力を得て現地調査を行い、施業に必要な情報収集を行うものとする。

### 4 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

#### (1) 路網の整備の推進に関すること

「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」を適切に組み合わせて開設するとともに、既存の路網の改良等による活用により効率的な森林施業を推進するものとする。

#### (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること

高性能機械を活用した作業のシステム化などを支援し、森林施業の効率化を推進するものとする。

#### (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること

林業機械を用いた地拵えや植栽密度の低減などについて検討し、低コスト化に努めるものとする。

## 5 間伐材の利用の推進

### (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること

公共建築物及び一般住宅等における木材利用促進のため、関係団体と連携して木材の安定供給体制の整備に努めるものとする。

### (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること

間伐材の木質バイオマス利用を推進するため、木質バイオマス事業者への安定供給について林業事業体と連携を図るものとする。

## 6 人材の育成・確保等

### (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること

林業技術員の育成・確保と技術の継承・向上を図るため、林業事業体と連携して集約化を促進するものとする。

### (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること

森林施業の低コスト化による林業事業体の経営安定化を図るため、林業機械の導入を支援するものとする。